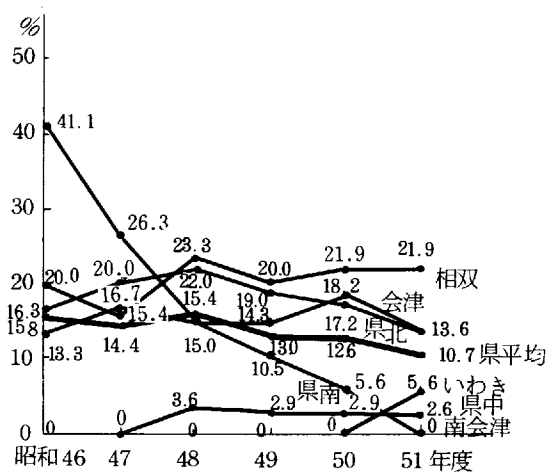


図 2-1-20 危険面積保有幼稚園の現有率



注：1. 「公立学校建物の実態調査報告」(昭46～昭51)による。
 2. 危険面積保有幼稚園現有率 = (危険面積保有幼稚園数) ÷ (幼稚園総数) × 100

幼稚園園舎の保有面積に対する危険面積の占有率をみると、図 2-1-21のとおり、昭和48年度18.7%を最高に、それ以降低くなり、危険面積を保有している幼稚園の現有率と同様の推移をみせている。

幼稚園運動場の保有率をみると、表 2-1-13のとおり、半数以上の幼稚園は、運動場を保有しているが、運動場を保有していない幼稚園にあっては、園舎敷地の空地を運動場の代替地としている。

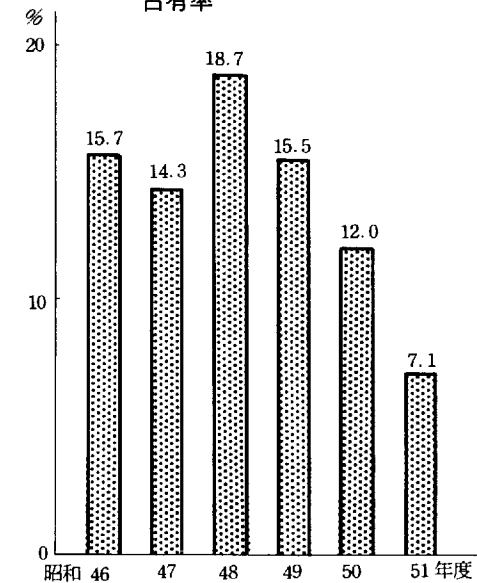
幼稚園における個々の施設・設備については、「幼稚園設置基準」(昭和31年文部省令。以下「設置基準」という。)に、その最低基準が定められている。

設置基準によれば、施設・設備は、備えなければならないものと備えるよう努めなければならないものに大別され、備えなければならない施設・設備については、特別の事情がある場合、保育室と遊戯室及び職員室と保健室とは、それぞれ兼用することができる。また、保育室、机及び腰掛を除く施設・設備等の一部についても、特別の事情がある場合、教育上支障のない限り、他の学校等の施設・設備等を使用することができることと定められている。

前述のような設置基準の特例規定、あるいは幼稚園の多くが小学校へ隣接または併置されている現状からみれば、備えなければならない施設・設備については、最低基準を示した設置基準を充足しているものと推定される。

従って、今後は、木造の幼稚園を計画的に解消し、全国平均より遅れている耐震・耐火構造化を積極的に推進する必要がある。また、危険建物に認定されている幼稚園を計画的に解消するとともに、必要面積を充足していない幼稚園にあっては、将来の幼児数の推移等を十分には握し

図 2-1-21 保有面積に対する危険面積占有率



注：1. 「公立学校建物の実態調査報告」(昭46～昭51)による。
 2. 占有率 = (危険面積) ÷ (保有面積) × 100

表 2-1-13 公立幼稚園の運動場保有状況 (単位：園, %)

幼稚園数	運動場保有幼稚園数	保有率
197	135	68.5

注：「財務課調査」(昭52)による。ただし、保有状況は昭和51年5月1日現在とする。